平成２４年９月２６日
市 民 局 生 活 安 全 課

市政記者各位

# 【 モラル・マナー向上市民運動 2012 】について

福岡市では、モラル・マナー全般の向上やルールを守る市民のまちづくりを推進するため「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」(通称:モラル・マナー条例)を平成 14 年に制定（平成 15 年８月１日施行）しています。

この条例にもとづいて、10 月１日を「モラル・マナー向上市民運動の日」と定め、市民等、事業者及び市が一体となって市民運動を推進することで、モラル・マナーについての関心と理解を深めていただく契機とするため、様々な活動や広報啓発キャンペーンなどを行います。

**１　時　期　　平成 24 年 10 月 1 日を中心に（9 月下旬から 10 月）**

**２　場　所　　市内各所**

**３　主な活動や事業（別添チラシ参照）**

（１）一般の方も参加できる活動
　①落書き消し活動
　　大名・舞鶴地区
　②清掃活動
　　天神地区、博多駅地区、中洲地区

（２）その他の主な活動
　①市職員による天神地区合同清掃
　　市役所周辺等
　②喫煙マナー向上キャンペーン
　　天神地区、博多駅地区
　③自転車マナー「おしチャリ大行進」
　　天神地区

路上禁煙シンボルキャラクター
「スーナちゃん」
歩きたばこ、ゼロの街へ。

**４　広報啓発について**

・モラル・マナー条例パンフレットの更新
・市政だより掲載（10/１号モラル･マナー特集）
・市のホームページ掲載、デジタルサイネージ活用　など

【問い合わせ先】
福岡市市民局生活安全課　柳瀬、秋吉、橋本
TEL:092-711-4054(内線 1773)　FAX:092-711-4059

**10 月 1 日は「モラル・マナー向上市民運動の日」**